

当年の非課税枠が未費消の場合における勘定変更の申込期限について

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」第10条の2に定める「当組合が別に定める期限」は次のとおりとします。

当組合が別に定める期限

当年11月の最終営業日